

令01原機(科臨)015
令和元年12月26日

原子力規制委員会 殿

国立研究開発法人日本
理事長 児玉 敏雄

発機構

施設定期検査申請書記載事項の変更届
[TCA(軽水臨界実験装置)施設]

平成22年11月29日付け22原機(科安)009をもって申請し、その後、平成23年4月14日付け23原機(科安)001、平成25年5月31日付け25原機(科福開)007、平成25年6月18日付け25原機(科福開)016、平成26年4月22日付け26原機(科福開)002、平成26年11月10日付け26原機(科福開)013、平成27年4月23日付け27原機(科福開)001、平成27年10月28日付け27原機(科福開)033、平成28年10月19日付け28原機(科福開)015、平成29年11月20日付け29原機(科福開)011、平成29年12月5日付け29原機(科福開)014、平成30年11月15日付け30原機(科臨)013及び平成30年12月26日付け30原機(科臨)018をもって変更届を提出した、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉施設[TCA(軽水臨界実験装置)施設]に係る施設定期検査申請書の記載事項の一部を下記のとおり変更したので、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第3条の15第2項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 変更の内容

申請書記載事項第4号「検査を受けようとする事項及び期日」の別紙1の記載を次のとおり変更する。

変更前

事 項	期 日
1. 原子炉本体 2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 3. 原子炉冷却系統施設 4. 計測制御系統施設 5. 放射性廃棄物の廃棄施設 6. 放射線管理施設 7. 原子炉格納施設 8. その他原子炉の附属施設	第48回施設定期検査 自：平成23年1月11日 至：未定*
	第48回施設定期検査（その1） 第1回検査立会：平成23年11月8日
	第48回施設定期検査（その2） 第2回検査立会：平成23年12月12,13日
	第48回施設定期検査（その3） 第3回検査立会：平成24年12月10日
	第48回施設定期検査（その4） 第4回検査立会：平成25年12月9日
	第48回施設定期検査（その5） 第5回検査立会：平成26年12月9日
	第48回施設定期検査（その6） 第6回検査立会：平成27年12月8日
	第48回施設定期検査（その7） 第7回検査立会：平成28年12月7日
	第48回施設定期検査（その8） 第8回検査立会：平成29年12月15日
	第48回施設定期検査（その9） 第9回検査立会：平成30年12月3日から 平成31年1月31日
第48回施設定期検査（その10）以降は 未定*	

*：検査期日及び検査回数が確定次第、速やかに変更を届け出る。

変更後

事 項	期 日
1. 原子炉本体 2. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 3. 原子炉冷却系統施設 4. 計測制御系統施設 5. 放射性廃棄物の廃棄施設 6. 放射線管理施設 7. 原子炉格納施設 8. その他原子炉の附属施設	第48回施設定期検査 自：平成23年1月11日 至：未定*
	第48回施設定期検査（その1） 第1回検査立会：平成23年11月8日
	第48回施設定期検査（その2） 第2回検査立会：平成23年12月12,13日
	第48回施設定期検査（その3） 第3回検査立会：平成24年12月10日
	第48回施設定期検査（その4） 第4回検査立会：平成25年12月9日
	第48回施設定期検査（その5） 第5回検査立会：平成26年12月9日
	第48回施設定期検査（その6） 第6回検査立会：平成27年12月8日
	第48回施設定期検査（その7） 第7回検査立会：平成28年12月7日
	第48回施設定期検査（その8） 第8回検査立会：平成29年12月15日
	第48回施設定期検査（その9） 第9回検査立会：平成30年12月3日から 平成31年1月31日
	第48回施設定期検査（その10） 第10回検査立会：令和2年2月3日から 令和2年3月20日
第48回施設定期検査（その11）以降は 未定*	

*：検査期日及び検査回数が確定次第、速やかに変更を届け出る。

2. 変更の理由

検査期日及び検査回数が確定したため。

添付資料 原子炉停止における継続的な機能維持が必要な施設又は設備の選定の考え方
「TCA施設」の施設定期検査項目

性能の劣化/検査項目	項目	設備名	検査項目	旧設備番号	検査概要	原子炉停止中に検査継続的な機能維持の位置あり	なし	考え方	設備変更および対応する取組
第22条 (燃料取扱設備)	燃料取扱設備の取扱い施設及び貯蔵施設	燃料取扱貯蔵室	貯蔵能力確認検査	701	燃料取扱貯蔵室において、所定の貯蔵能力を有していることを確認する。	○		燃料取扱貯蔵室に貯蔵可能な燃料を貯蔵し、燃料取扱貯蔵室において継続的に機能を維持する必要がある施設に該当する。	22-01
		燃料取扱貯蔵室	未使用燃料貯蔵検査		燃料取扱貯蔵室において、燃料取扱貯蔵室に貯蔵されていることを確認する。				
第28条 (監視装置)	監視装置	監視回路	監視検査	202	原子炉の監視装置(監視回路)が作動条件に達したとき、確実に作動することを確認する。	○		原子炉の監視装置(監視回路)が作動条件に達したとき、確実に作動することを確認する。	28-01
	第30条 (安全保護回路)	原子炉の停止装置	作動検査	101	原子炉停止回路にスクラム及びダンピングの作動条件を入力して、確実に原子炉停止回路が作動することを確認する。	○		原子炉の停止装置(スクラム及びダンピング)の作動条件に達したとき、確実に作動することを確認する。	
	運動装置	インターロック回路	インターロック検査	201	インターロック回路が、インターロック作動条件に達したとき、確実に作動することを確認する。	○		原子炉の停止装置(インターロック)の作動条件に達したとき、確実に作動することを確認する。	
	原子炉の停止装置	安全装置	安全装置下時間測定検査	102	安全装置が作動することを確認する。	○		原子炉の停止装置(安全装置)の作動条件に達したとき、確実に作動することを確認する。	
第31条 (冷却系制御系統及び原子炉停止系統)	冷却系制御系統	冷却系	緊急排水設備測定検査	103	冷却系が作動することを確認する。	○		冷却系が作動することを確認する。	
	原子炉の停止装置	冷却系	冷却系	301	冷却系が作動することを確認する。	○		冷却系が作動することを確認する。	
	原子炉の停止装置	冷却系	冷却系	302	冷却系が作動することを確認する。	○		冷却系が作動することを確認する。	
	原子炉の停止装置	冷却系	冷却系	401	冷却系が作動することを確認する。	○		冷却系が作動することを確認する。	
	原子炉の停止装置	冷却系	冷却系	A-101	冷却系が作動することを確認する。	○		冷却系が作動することを確認する。	
	原子炉の停止装置	冷却系	冷却系	801	冷却系が作動することを確認する。	○		冷却系が作動することを確認する。	
第33条 (廃棄物処理設備)	放射性廃棄物の処理設備	放射性廃棄物処理設備	処理能力検査(排水設備検査)	802	放射性廃棄物処理設備の処理能力が、基準値を満足していることを確認する。	○		放射性廃棄物処理設備の処理能力が、基準値を満足していることを確認する。	33-01
		放射性廃棄物処理設備	処理能力検査(排水設備検査)	803	放射性廃棄物処理設備の処理能力が、基準値を満足していることを確認する。	○		放射性廃棄物処理設備の処理能力が、基準値を満足していることを確認する。	33-01
	放射性廃棄物の処理設備	放射性廃棄物処理設備	処理能力検査(排水設備検査)	601	放射性廃棄物処理設備の処理能力が、基準値を満足していることを確認する。	○		放射性廃棄物処理設備の処理能力が、基準値を満足していることを確認する。	33-02
		放射性廃棄物処理設備	処理能力検査(排水設備検査)	602	放射性廃棄物処理設備の処理能力が、基準値を満足していることを確認する。	○		放射性廃棄物処理設備の処理能力が、基準値を満足していることを確認する。	35-01
第37条 (保安電源設備)	非常用電源設備	非常用電源設備	作動検査	B-101	非常用電源設備が作動したとき、確実に作動することを確認する。	○		非常用電源設備が作動したとき、確実に作動することを確認する。	35-02
		非常用電源設備	作動検査						

* 検査を要しないと判断する事項：①原子炉本体、②燃料取扱設備及び貯蔵施設、③原子炉停止装置、④燃料取扱設備、⑤放射性廃棄物の廃棄施設、⑥放射性廃棄物の貯蔵施設、⑦原子炉停止装置の附属施設